

条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 丁種住宅 居室三及び居間、台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 丁種住宅

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号の丁種住宅は、特別県営住宅のうち、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に基づき設置される住宅と同様の目的により設置する住宅をいう。

第五条各号列記以外の部分中「特別県営住宅」の下に「（第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。以下この条から第八条までにおいて同じ。）」を加える。

第六条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第九十三号）」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 公営住宅法第三十五条、第三十九条、第四十条及び第四十二条並びに県営住宅条例第五条から第四十三条まで及び第五十三条から第五十九条までの規定は、特別県営住宅（第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは、「指定管理者が行う」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同項において準用する同条各号に掲げる業務を行う場合における第四条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 前項に規定する場合における第一項において準用する県営住宅条例第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十六条の二まで、第二十条第四項、第二十二条から第二十五条まで、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条第一項、第三十五条、第三十七条、

第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、県営住宅条例第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、県営住宅条例第四十条の二第一項第一号中「において、法第四十四条第三項の承認を得て」とあるのは「において、」とする。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。